医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品(平成十六年厚生労働省告示第百八十五号)

(傍線の部分は改正部分)

四十三~百五十二(略)	(別名ベムラフエニブ) 及びその製剤 四―ジフルオロフエニル) プロパン―ー―スル・ピロロ [二・三―b] ピリジン―三―カルボニー四十二 N― {三― [五― (四―クロロフエニル)	一~四十一 (略)	改正
701	(剤 カルボニル]ニ・ カルボニル]ニ・		案
四十二~百五十一	(新設)	~四十一 (略)	現
(略)			
			行